墓地（納骨堂、火葬場）経営（変更・廃止）不許可通知書

　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

足寄町長

　　　　年　　月　　日申請のあった墓地（納骨堂、火葬場）の経営（変更、廃止）については、墓地、埋葬等に関する法律第１０条第１項（第２項）の規定による許可をしないことと決定したので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 墓地等 | 名　称 |  |
| 所在地 |  |

　(理由)

　教示　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に足寄町長に対して、審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、足寄町（訴訟において足寄町を代表する者は足寄町長となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。